

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年11月15日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の実施日 平成25年10月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
特定非営利活動法人 ハートフルふきあげ
3. 監査の主な着眼点
栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例（平成22年3月29日条例第121号）に基づき交付された、社会福祉施設運営費補助金が適切に支出されているか。
当該補助金に係る支出は、同条例第4条（助成の条件）により、平成24年7月3日付けの補助金等交付決定に附された条件「1. 交付申請の目的以外の用途にあててはならない。」を満たしているか。すなわち、当該補助金に係る支出は、交付申請の目的である「社会福祉施設の健全な経営を図る。」との目的に沿って支出されているか。
4. 監査の方法
監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。

5. 監査の結果

(1) 監査人の立場

監査人は、実施した監査に基づいて、独立の立場から意見を表明する立場にある。監査人は、我が国において一般に公正と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続を実施した。監査人は、財務諸表及び補助金に係る適正な支出執行の評価のために、財務諸表の作成と適正な表示及びこれらに関連する内部統制を含めた広範な範囲を検討した。

本件監査において、監査人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(2) 限定付適正意見

今回、監査した結果、補助金に係る支出は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項による影響を除き、「社会福祉施設の健全な経営を図り、福祉の充実に寄与する。」との目的に沿った事務事業に基づき執行されているものと認める。

(3) 限定付適正意見の根拠

限定付適正意見の根拠を内容別にあげれば次のとおりである。

なお、事実関係は、平成25年9月13日（金）に本件法人の事業所を訪問し実施した予備監査で提供された決算等に係る資料、平成25年10月4日（金）に実施した本監査時に提供を受けた本件法人が取得したとされる領収書の写し等の限られた資料及び同監査時における関係職員等からの回答に基づき、限られた資料及び時間の中で把握したものである。

① 社会福祉施設運営費補助金と監査の対象

平成24年度における市からの社会福祉施設運営費補助金（3,000,000円）とは、社会福祉施設の健全な運営を図る目的で市内に新たに整備された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する、障害福祉サービスを行うための施設の初年度における運営に要する経費の一部を補助するものである。助成の内容は、当該施設の初年度における運営費に2分の1を乗じて得た額、300万円を限度として交付するものであり、社会福祉施設の健全な運営がなされているか、運営費全般を監査対象にしているものである。

②補助金の使途及び経理の方法

[把握した事実関係]

平成24年6月21日付けで、法人から申請された当該補助金3,000,000円の使途及び経理の方法については、次の事実が認められる。

ア. 補助金の使途として、当初、3,500,000円相当額の資産を取得し、内3,000,000円相当額について補助金で支払った旨報告していたこと。

イ. 理事のA氏が、会計経理も兼務して現金等の出し入れや預金の移動等を行っていること。

ウ. その後の会計処理は会計事務所において、通帳及び出納帳の確認、伝票入力等の事務処理後、決算書類作成まで行っていること。

[意見]

アに関する資産の取得に関しては、以下に記載するように、現時点において、その一部について証憑書類等による確認ができないものがある。

③補助金の使途に係る財務諸表等

[把握した事実関係]

監査に係る資料として、決算書写し、元帳写し、固定資産台帳写し等が提出されており、次の固定資産の購入に係る取得価額、取得年月日、取得方法、減価償却等について、次の事実を確認した。

ア. 補助金で購入した車両

B車両、C車両及びD車両の車両3台（以下「B車両他」という）の合計額1,700,000円については、平成24年6月14日現金預金から支出して取得、E車両2台及びF車両の車両3台（以下「E車両他」という）の合計額900,000円については、平成25年3月31日期末で未払金として計上し、取得したことが元帳に記載されている。

固定資産管理台帳においては、B車両他については一括でB車両他として記載し、E車両他についてはそれぞれ別個に記載されている。

これらの車両は、平成24年4月1日を取得年月日として、それぞれB車両他1,700,000円、E車両他各300,000円が取得価額として計上されている。

減価償却は、いずれも耐用年数2年（中古資産の耐用年数）、償却月数12分の12とされ、期首平成24年4月1日からB車両他850,000円、E車両他各150,000円の減価償却費が計上されている。

固定資産管理台帳に記載された車両

資産の内容	取得価額	取得年月日及び取得方法
B車両、C車両及びD車両	1,700,000円	平成24年6月14日 (現金預金より支出)
E車両2台及びF車両	900,000円	平成25年3月31日 (未払計上)
合計額	2,600,000円	

B車両他の内訳については、当初は判明せず、平成25年10月4日における監査時に追加で提出された証拠資料及び平成25年10月11日14時において、理事長、A所長、G経理担当より、補助対象経費について、あらためて提出された証拠資料により確認した。

平成25年10月11日に提出された資料は、B車両他の自動車検査証、譲渡証明書及び領収書である。

B車両他について、宛名が本件法人であること、平成24年6月14日付であること、発行人がH社であることをこの時点で確認した。

提供された車両に関する領収書の内容は、次のとおりである。

補助金で購入した車両に関する証拠資料の内容

資産の内容	請求書	領収書	宛名	発行人	日付
B車両	なし	あり	法人	H社	平成24年6月14日
C車両	〃	〃	〃	〃	〃
D車両	〃	〃	〃	〃	〃
E車両	資料の提出なし				
E車両	〃				
F車両	〃				

領収書の発行人であるH社決算書の固定資産台帳を確認したところ、C車両については、平成22年12月1日に登録、平成24年4月1日に売却、平成24年5月31日に処分されていることを確認した。減価償却費は12分の0となっていることを確認した。本件法人に登録した日は平成24年6月19日と確認した。

平成25年10月1日に、監査委員事務局において、四輪乗用自動車の所有状況を照会したところ、法人が所有している車両は次のとおりである。なお、平成25年度に入ってから取得した車両については表から除外している。

四輪乗用自動車の所有状況の照会結果（平成25年10月1日現在）

車種	標識番号	登録年月日	備考
四輪乗用自家用	とちぎ〇〇〇〇〇〇	平成22年3月17日	E車両
〃	とちぎ〇〇〇〇〇〇	平成22年3月17日	E車両
〃	とちぎ〇〇〇〇〇〇	平成23年11月11日	I車両
〃	とちぎ〇〇〇〇〇〇	平成25年3月13日	J車両
〃	とちぎ〇〇〇〇〇〇	平成22年8月2日	K車両

平成25年10月1日に、監査委員事務局において、四輪乗用自動車の所有状況を照会したところ、平成25年10月1日現在のB車両他及びF車両について、法人名義での車両の登録が確認できなかった。

また、E車両2台については確認できたものの、登録年月日は平成22年3月17日となっている。

[意見]

法人より提供された元帳、固定資産管理台帳からは、次のように考察される。

減価償却は固定資産の適正な原価配分を行うことにより、損益計算を適正ならしめることを主たる目的とするものであることから、合理的に決定された一定の方式に従い、每期計画的、規則的に実施されなければならない。これは、企業会計上正規の減価償却といわれるものであり、会社法に規定する相当の償却に一致するものと考えられる。

また、正規の減価償却は、一般に公正妥当と認められる減価償却の基準に基づき、自主的に行われるべきものである。

したがって、監査上、法人税法に定められた耐用年数ではなく、法人が独自の状況を考慮して耐用年数を自主的に決定すること自体は、不合理と認められる事情のない限り、妥当なものとして取扱うことができる。

ただし、会計上、取得年月日や事業供用日を正しく設定し償却を行うことが必要なことは言うまでもなく、車両の实在が証明されない場合においては減価償却という会計上の問題で片付けることはできない。

本件においては、まず、B車両他については、平成24年6月14日に現金預金より支出されていることが元帳に記載されているのに対し、固定資産管理台帳及び事業活動収支計算書においては、平成24年4月1日に取得、事業供用したものとして計算されている。これらの車両に関する領収書は存在し、实在を証明する真実の車検証及び譲渡証明書が存在する。

次に、E車両他については、平成25年3月31日に未払計上されていることが元帳に記載されているのに対し、固定資産管理台帳及び

事業活動収支計算書においては、平成24年4月1日に取得、事業供用したものとして計算されている。また、これらの車両については、領収書等の証憑の提出がない状態である。

四輪乗用自動車の所有状況の照会結果によれば、E車両2台は法人名義での所有となっているが、F車両の存在は確認できない状態となっている。また、名義が確認できたE車両2台についても、登録年月日が平成22年3月17日となっており、これらが平成24年度の取得及び支出といえるのか疑義が生じる。

これらの車両の耐用年数の設定に不合理と認められる事情がないか、償却月数は正しいか等を判断するために、取得年月日や事業供用日等が判明する資料の提供が望まれる。

また、F車両1台については、存在を証明する真実の車検証等の資料の提供が望まれる。

以上より、車両の取得に関しては、2つの疑義が生じている。

1つは、車両の存在性であり、もう1つは、車両取得の時期と本件補助金が対象とする時期の整合性である。

イ. 補助金で購入した器具備品

L器具備品、M器具備品、N器具備品及びO器具備品4点の合計額1,137,300円については、平成25年3月31日期末で未払金として計上し、取得したことが元帳に記載されている。

固定資産管理台帳においては、それぞれ別個に記載されており、L器具備品300,000円、M器具備品300,000円、N器具備品300,000円、O器具備品237,300円が取得価額として計上されている。

減価償却は、O器具備品を除いて、耐用年数2年（中古資産の耐用年数）、償却月数12分の12として、期首平成24年4月1日から各150,000円の減価償却費が計上されている。

未払金に計上されたO器具備品のみが、耐用年数5年（新品の耐用年数）、償却月数12分の1、平成25年3月31日を事業供用日として、3,955円の減価償却費が計上されている。

固定資産管理台帳に記載された器具備品

資産の内容	取得価額	取得年月日及び取得方法
L器具備品	300,000円	平成24年4月1日（取得）
M器具備品	300,000円	〃
N器具備品	300,000円	〃
O器具備品	237,300円	平成25年3月31日（取得）
合計額	1,137,000円	

器具備品の領収書については、平成25年10月4日における監査時に追加で提出され、確認した。○器具備品については領収書等の確認が取れていない状態である。

提供された器具備品に関する領収書の内容は、次のとおりである。

補助金で購入した器具備品に関する証拠資料の内容

資産の内容	請求書	領収書	宛名	発行人	日付
L器具備品	なし	あり	法人	H社	平成25年3月31日
M器具備品	〃	〃	〃	P社	〃
N器具備品	〃	〃	〃	〃	〃

L器具備品、M器具備品及びN器具備品各々300,000円については、会計帳簿上は未払金で計上している。

10月4日における監査時に提供された領収書のコピーは、コピーを確認する限りでは、平成25年3月31日付の実質の支払領収証となっている。

平成25年10月9日11時、理事長からの要望があり、上記記載の器具備品については、今回の補助対象ではなかったため、他の経費と入れ替えてもらいたい旨、電話にて申し入れがあった。

平成25年10月11日14時、理事長、A所長、G経理担当より、補助対象経費について、あらためて書類が提出された。

当該書類は、器具備品に代わる経費として提出されたものであり、Q事業所家賃月額150,000円のNo.21～No.31の計11枚の領収証となっている。

[意見]

法人より提供された元帳、固定資産管理台帳からは、次のように考察される。

減価償却及び資産の实在についての考え方は先にアにおいて記載したとおりである。

本件においては、L器具備品、M器具備品及びN器具備品各々300,000円については、平成25年3月31日に未払計上されていることが元帳に記載されているのに対し、固定資産管理台帳及び事業活動収支計算書においては、平成24年4月1日に取得、事業供用したものとして計算されている。

また、これらの器具備品に関する領収書は存在しているが、コピーを確認する限りでは、平成25年3月31日付の実質の支払領収証となっており、元帳で未払計上されていることと整合が取れない状態である。なお、○器具備品については領収書等の確認が取れていない状態である。

会計帳簿と領収書のどちらが正当か、各々取得資産の耐用年数、償却月数、取得時期及び事業供用日が判明せず、相手先等からの設置記録、官公署等へ提出された決算書等々会計記録等で真実を証明する真実の資料の提供が望まれる。

当該器具備品の取得については、もう一つの疑義が生じている。

本件補助金の使途として、当初は、3,500,000円相当額の資産を取得し、内3,000,000円相当額について補助金で支払った旨が報告されているのに対し、報告後に他の経費と差し替えることの妥当性である。

ウ.平成24年度においてア及びイ以外で購入した器具備品

平成24年度において、ア及びイ以外に購入された固定資産は、車両R車両1台とM器具備品1台があることが固定資産管理台帳に記載されている。

車両R車両については、平成24年12月13日に現預金勘定より支出し、370,000円で取得したことが元帳に記載されている。

M器具備品については、平成25年2月27日に現預金勘定より支出し、256,600円で取得したことが元帳に記載されている。

減価償却は、それぞれ耐用年数2年（中古資産の耐用年数）、償却月数12分の12として、期首平成24年4月1日からR車両185,000円、M器具備品128,300円の減価償却費が計上されている。

固定資産管理台帳に記載されたア及びイ以外の固定資産

資産の内容	取得価額	取得年月日及び取得方法
R車両	370,000円	平成24年4月1日（取得）
M器具備品	256,600円	平成24年4月1日（取得）
合計額	626,600円	

先に四輪乗用自動車の所有状況の照会結果で記載したとおり、平成25年10月1日現在、R車両については、法人名義での車両の登録が確認できなかった。

[意見]

これらの資産は、補助対象経費として報告されたものではないものの、車両の实在及び正しい会計処理に疑義を生じるものである。

④補助対象経費の差替え

[把握した事実関係]

イで記載したように、平成25年10月9日11時、理事長からの要望があり、イの器具備品については、今回の補助対象ではなか

ったため、他の経費と差し替えてもらいたい旨、電話にて申し入れがあった。

平成25年10月11日14時、理事長、A所長、G経理担当より、補助対象経費について、あらためて書類が提出された。

当該書類は、器具備品に代わる経費として、Q事業所家賃月額150,000円のNo.21～No.31の計11枚の領収証であり、宛名が本件法人であることを確認した。

[意見]

本件補助金交付の条件は、交付申請の目的である「社会福祉施設の健全な経営を図り、福祉の充実に寄与する。」との目的に沿って支出されているかどうかである。

特定非営利活動法人であり、社会福祉事業を行っている以上、当初に報告された器具備品であっても、「社会福祉施設の健全な経営を図る。」との目的に沿って支出された物品であると考えられる。

したがって、イの器具備品が当初の報告どおり補助金の対象経費となると思料されるにもかかわらず、対象経費の差し替えを申し出ることには疑念を持たざるを得ない。

6. 総括

NPO法人ハートフルふきあげは、障がいを持つ方に就労の機会を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業である就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行い、障がい者の方が生き生きと暮らせる地域社会づくりに貢献することを目的とした団体である。(平成22年2月設立)

NPO法人ハートフルふきあげでは、就労を希望する障がい者に対して、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労支援事業、共同生活介護事業、共同生活援助事業、障がい者の介護者が家庭で介護できない場合に一時的に事業所で見守り、活動の場を提供する日中一時支援事業、移動が困難な障がい者に外出の支援を行う移動支援事業、障がい者等の相談に応じ、情報提供や助言を行う相談支援事業、障がい者が居宅において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう生活全般の援助を行う居宅介護事業、高齢者の日常生活の援助を行う訪問介護事業等を行っている団体である。

団体から申請された補助金3,000,000円については、社会福祉施設の健全な運営を図る目的で市内に新たに整備された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施設の初年度における経費の一部を補助するものである。

当該補助金の趣旨からすれば、法人から提示された特定の取得資産及び支払経費が目的に沿って正しく支出されていることは当然の前提として、他の運営上の支払等に不備があってもよいとするものではない。

以上、本件法人が補助金等で購入した資産等にかかる会計経理が総て適正に行われていると結論付けるには客観的な証拠上疑問が残るが、法人の設立趣旨に則った経営の更なる向上を願うとともに、証拠等の事実を根拠とした正しい会計処理を行うよう改善していただきたい。

7. 要望事項について

障がいを持つ方の尊厳を十分に尊重するとともに、就労支援や共同生活介護・援助など、障がい者の方がいきいきと生活できるよう、様々な支援が行われており、地域で自立した生活を営むうえで非常に重要な役割を果たすことが期待されている。

本件法人は、障がい者の地域における生活を支援するため、平成22年度に設立された新しい団体である。今後、施設を管理運営していくにあたっては、利用者からの新たなニーズなど、当初の想定にはなかった事由も発生するものと思われる。

そういった意味からも社会福祉課と本件法人が連携し、当施設が利用者にとってより良いものとなるよう、十分な配慮をお願いしたい。

本件法人が運営する「就労支援事業所」、「共同生活介護・共同生活援助事業所」、「日中一時支援事業所」、「居宅介護事業所S」は、障がいを持つ方との適切な対応には、難しさもあり、苦労もあると思われる。幅広い視点からの活動展開のためにも、より一層の研鑽を重ねられ、今後とも障がいを持つ方とその家族を支援し、利用者のニーズに対応したサービスを推進されるよう要望する。